

In depth

A look at current financial reporting issues

2020年10月9日
In depth No. 2020-06

金利指標改革についてのIFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号およびIFRS第16号に対する修正(フェーズ2)に関する実務ガイド

FAQ 2.5 ー金利指標改革のフェーズ2の修正を適用後、LIBORが利用できなくなった時点の最後のLIBORを使用した既存のフォールバック条項の会計処理

質問

企業は、金利指標改革のフェーズ2の修正を適用した場合、LIBORが利用できなくなった時点で、最後に利用可能なLIBOR金利を使用した既存のフォールバック条項をどのように会計処理すべきでしょうか。

設例

A銀行は、関連当事者ではない第三者である企業Bに融資を行なっています。この融資の金利は、LIBOR+x%の借入金または貸付金です。当該貸付金および当該借入金は、IFRS第9号に基づき、A銀行および企業Bの双方において償却原価測定に適格であると仮定します。貸付金は20X9年に満期を迎えますが、20X1年の報告日において、LIBORおよびその他の類似する指標金利の改革の結果としてLIBORを参照する金利の公表が20X3年末に終了すると見込まれています。A銀行およびB企業は、IFRS第9号B5.4.5項に基づき、当該貸付金または当該借入金を当初認識時より変動金利の金融商品として測定しています。

貸付金の当初の契約条件には、LIBORが利用できなくなった状況に対処するための「フォールバック」条項が盛り込まれており、LIBORの最後のスクリーン・レートを貸付金の金利計算に適用される金利として使用することを要求しています。当初はLIBORが短期的に利用できない状況に対応することのみを目的としていた条項ですが、貸付金の契約条件に対して将来的に修正(例えば、代替的なフォールバック条項を盛り込む、または約定金利を変更する)を行わない場合、LIBORがもはや利用できなくなった時点で当初のフォールバック条項が有効になると想定されます。その結果、当初のフォールバック条項によって、20X1年の報告日における公表停止の見込みに基づき、残存期間である20X4年から20X9年の間、最後に公表されたLIBORで貸付金の金利が固定されます。また、LIBORは公表が停止されるまで、市場金利の変動を反映すると仮定します。

20X1年の報告日において、A銀行および企業Bは、20X4年から20X9年の期間にこれらの改定後の見積固定キャッシュ・フローを反映するために、IFRS第9号第5.4.3項またはB5.4.6項を適用しなければならないでしょうか。同項を適用した場合、貸付金または借入金の帳簿価額の再測定および利得または損失が認識されることになります。

回答

いいえ、適用すべきではありません。変動金利の金融資産および金融負債については、IFRS第9号B5.4.5項に基づき、各期に適用される実効金利が市場金利の変動を反映するように変更されます。したがって、LIBORの公表が継続している期間は、A銀行と企業Bは、引き続きIFRS第9号B5.4.5項を適用し、市場金利の変動を反映させるように実効金利を改定する取扱いが適切です。

A銀行と企業Bは、LIBORの公表が停止され、フォールバック条項が発動した時点で、会計上の潜在的な影響があるかどうかを検討する必要があります。

© 2021 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.



In depth

当該和訳は、英文を翻訳したものです。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。